# 徳島地方・家庭裁判所委員会(第12回)議事概要

- 1 開催日時
  - 日時 平成22年2月23日(火)午後2時
- 2 開催場所
  - 徳島地方 家庭裁判所大会議室
- 3 出席者
- (1) 地裁委員

石川榮作委員,植田和俊委員,織田武士委員,川辺善子委員,黒野功久委員,中 西一宏委員,八木正一委員〔委員長〕,山本喜代子委員

(2) 家裁委員

井上律子委員, 枝川哲委員, 太田善康委員, 大塚幸雄委員 (, 織田武士委員), 加渡いづみ委員 (, 八木正一委員〔委員長〕)

## 4 議事

- (1) 開会
- (2) 所長あいさつ
- (3) 委員紹介等
- (4) 意見交換,テーマ「徳島地方裁判所における裁判員裁判の実施状況について」 下記5のとおり
- (5) 次回開催期日,テーマ等 おって決定
- (6) 所長あいさつ
- (7) 閉会
- 5 意見交換について(○:委員,□:説明者)

#### 要旨

- (1) 裁判員、補充裁判員の選任について
  - □: 裁判員、補充裁判員の選任に至るまでの手続につき説明
  - □: 最初に選定する裁判員候補者の人数は、最終的に何人の方に裁判所にお越 しいただくのがよいかを考え、そこから逆算して決めている。試行錯誤を繰 り返しながら、候補者の負担が最も少なく、かつ公正な手続を進められる呼 出人数を模索しているところである。
  - ○: 新聞で記者会見でのコメントを読んだが、裁判員になった人はよく見ているなと感心した。
  - ○: くじで選ぶということだが、くじはどのように実施しているのか。
  - □: 名簿はパソコンで管理しており、選出すべき人数を登録したら、あとはパソコン上でボタンを1つ押せば選出される。
  - ○: 1回選ばれたら、次は選ばれないようになっているのか。
  - □: 選任手続に来ていただいた方でも、辞退申立てが認められた人はまた選ば

れる可能性があるが、それ以外の人はその年度は当たらないようになっている。

- ○: 次の年度になれば選ばれる可能性があるのか。
- □: その年度の名簿に載れば選ばれる可能性はあるが、辞退理由にはなる。
- ○: 1号事件だと当日33人来られて24人が引き取られたとのことだが、沢山の人が仕事を休んで来て引き取られたのだなと思った。
- ○: お引き取りいただく前に、地方裁判所長から御礼を述べるのであるが、3 日間の予定を空けて来ていただいた方にお引き取りいただくこともあって、 丁寧に御礼するよう心がけている。
- ○: 当日お越しいただく人数が20人くらいだと足りなくなる可能性があるのか。
- □: 裁判員6人,補充裁判員2人,不選任請求が5人ずつということで,それだけで18人は必要になる。さらに,来ていただいた方から辞退が認められるのが4ないし5名いると考えると,最低25人は必要である。早く実務を確立し,適切な呼出人数というものを作っていきたい。

### (2) 公判前整理手続について

- ○: 起訴されてから公判が開かれるまで時間がかかっていることが問題になっている。徳島での実情はどうなっているか。
- □: 最近は起訴されてから半年後に公判が開かれているのが実情である。この期間をできるだけ短くして迅速な裁判を実現する必要がある。そのため、公判前整理手続以外に早い段階で非公式の打ち合わせの日を設け、公判の日程を早めに決めて、関係者がそれを目標に努力するという方向で進めている。経験を重ねて裁判員裁判のノウハウを確立していくことで、この期間を縮めていくことができると考えている。
- ○: 公判前整理手続が長く,迅速な裁判を目的とした裁判員裁判が実現したことで,却って従来より長くなっているのではないか,公判前整理手続は非公開のため,国民に密室でやっているとの印象を与えていないかといったことが懸念される。検察庁では,起訴後速やかに証明予定事実を提出し,迅速な裁判の実現に協力したいと考えている。

#### (3) 審理について

- 〇: 分かりやすい裁判を目指すという点について、検察庁の姿勢はどのような ものか。
- ○: 裁判員が、限られた時間内で、負担なく有罪無罪、量刑を判断していただくのに必要にして十分な量の証拠にとどめ、かつその内容が分かりやすく、一読性、一覧性のあるものになるよう工夫している。また、しゃべるのがあまりに早いと、裁判員が理解するのが難しくなるので、ゆっくり、裁判員の目を見て分かりやすくしゃべる訓練をしている。これからの検察官には、主張を理解していただける技術が求められると考えており、何回もリハーサル、

訓練を繰り返している。

- : 弁護士会の実情はどうか。
- ○: 弁護士会の対策チームが分かりやすい裁判を目指して研鑽を積んでいると聞いている。公判廷でその成果が表れているのではないかと会内では評価されている。ただ、あまり研鑽を積んでいない弁護士が担当するとなると不安もある。努力していかなければならないと思っている。
- ○: 裁判員裁判になるかどうかはいつの段階で決まるのか。
- ○: 起訴の段階で法定刑により決まる。
- ○: 全事件の何パーセントくらいになるのか。
- □: 平成20年度の地方裁判所における全刑事事件数が9万数千件ほどで、そのうち2300件ほどが対象事件であった。
- ○: 分かりやすい審理がなされていると思うか。
- □: 経験を積んで、改革、改善が進んできているのではないかと思っている。 裁判員裁判というのは、原点に帰ることが大切だと思っている。刑事訴訟法 には証拠書類は全て朗読しなさいと書いてあるのに、実務の積み重ねで簡単 な要旨の告知で済ませるようになっている。そこを一度リセットし、刑事訴 訟法の規定どおりにやっていけば、自ずから裁判員に分かりやすい裁判にな るのではないか。
- 〇: 裁判員経験者のアンケートを見ると、弁護人の立証が分かりづらいという 意見が散見される一方、検察官については、リハーサルをしている成果が表 れているのではないかという印象を受けた。
- ○: 裁判員,補充裁判員は,選任された当日の審理では,事件の内容は頭に入らないのではないか。
- □: 最初はスロースタートで、段階を追って徐々に事件のことを頭に入れていただき、評議の段階では、お互いに情報共有して意見交換を尽くせるよう審理を進めている。
- ○: 今日のために本を2冊読んできて、ようやく話の内容が理解できている。 予習なしだと1日目はかなりドキドキするのではないか。スロースタートするよう配慮されているとのことだが、そういったことをアナウンスしていただけると気楽になる。
- ○: 新聞を見て思ったのだが、裁判員裁判になって懲役刑が重くなった気がする。検察側のプレゼンテーションが上手で、頭に入りやすかった方に傾いたのかなと思った。弁護側は、リハーサルができない分不利になるのか。
- □: 裁判員の方々は、当事者の主張立証に基づいて意見を形成し、裁判官もそれを尊重するので、裁判員制度は、当事者の主張・立証の成果がそのまま結論に現れやすい制度だという印象を持っている。
- ○: 裁判員に直接訴えかける立証は、後で修正がきかないし、修正してはいけないと思う。そういうことからすると、当事者の立証活動が大事になってく

ると思う。

- ○: 裁判員は専門家ではないので、分かりやすく説明していただけるのはありがたいが、分かりやすくすることが本当に一番大事なのか疑問に思っている。公判前整理手続で膨大な資料をそぎ落として、抽出したエッセンスを見せていただけるのだが、そぎ落としたもので裁判員の目の前に現れなかったものがもし現れていたら、結論が違っていたという可能性はないだろうかと考えてしまう。分かりやすさに重点を置くあまり、プレゼンテーションの力量だけの勝負になってしまうのはこわい。そのあたりのバランスはどうなっているか。
- ○: 公判前整理手続で争点を絞り込まないと裁判員の負担が大きくなり過ぎる。 実務家としては、裁判員の負担をできるだけ軽減することを最優先に考えている。しかし、それは無駄をそぎ落とすということであって、決していい加減な証拠ではなく、分かりやすくて十分に心証をとっていただける証拠作りに焦点を当てている。これから、そのあたりのスキルアップをしていく必要があると思う。
- □: 裁判の目的は、有罪か無罪か、有罪だとしてどのような刑がふさわしいかを決めることだが、それを決めるために意味のある情報というのは実はそれほど多くない。必ず決め手となるものがあると思っている。これまでは、決め手がどこにあるのか考えずに出せる証拠は全て出すというやり方だったために、裁判が分かりにくくなっていたというのが実情だと思う。決め手となるものを見極め、必要な証拠だけを出すという法律家として当然のことをやっていけば、自ずから分かりやすい裁判が実現されると考えている。
- ○: ある被告人の実像を提示しなければならないのに、分かりやすさのために 骨だけ見せるということではいけないと思う。
- ○: 分かりやすさの中には、難しい言葉を一般の国民が聞いても分かるようにかみ砕いて説明するということもあるのではないか。普段使わない言葉でやりとりがなされ、こういう意味なのかと考えているうちに違う言葉が出てきて混乱する。それを分かりやすい言葉に置き換えるような努力も、分かりやすさの中に入っているのではないか。
- ○: 単独事件を傍聴した裁判所見学者が、難しいとの反応を示すことがある。 これまで傍聴席を意識して訴訟活動をしてこなかったが、今後は意識してい かなければならないと思う。

### (4) 評議について

□: (評議の一般的な進め方を説明しつつ)裁判員,補充裁判員の方々は,熱心に取り組んでおられ,公判での内容も驚くほど細かいところまで見ておられる。参加したという実感,すなわち自分たちが判決を決めたという実感を持っていただくことが大切だと考えている。今までのところ,裁判員の皆さんには自分の意見を言っていただき,それを尊重した結論を出していると思

っている。

- ○: 評議には補充裁判員も加わるのか。評決にも加わるのか。
- □: 補充裁判員は、評議を傍聴でき、裁判長から求められれば意見が言えることになっている。実際、節目節目で意見を言っていただいている。
- ○: テレビや新聞で報道された裁判員の感想を見ても、一般国民が裁判というものを主体的に考えるようになった、関心を持ち出したという印象を持っている。裁判は社会の問題が凝縮されているわけだが、皆そう思いながら、主体的にではなく、第三者的にしか裁判を眺めていなかった。裁判員、補充裁判員に選ばれた人だけでなく、選定された90ないし100人の人たちも、今まで以上に裁判に関心を持ったと思う。こういう人たちが増えていくと、裁判記事の読み方も違ってくるのではないか。今の世の中、我関せずという風潮が一般的になっているが、関係のない者が裁判に関心を持ち始めるのはよいことではないか。

第3号の強姦未遂事件では、今までの裁判だと生々しい状況が出ていたと 思うが、裁判員裁判になりそのあたりも配慮された。一般の目が入ることで、 裁判が行われるごとに自然に改良され、一番良い裁判の形になっていくので はないかと思う。

- 〇: 裁判員裁判は一審だけだとすると、せっかく市民の意見が反映されたものが、控訴されたらまた元に戻るということにはならないか。
- ○: 今のところ控訴された件数は少ないが、いずれも原審維持となっている。 今後どうなるかは分からないが、裁判所の研究会では、高裁は裁判員裁判を 尊重するというスタンスが一般的になっている。
- 〇: 模擬裁判で裁判員候補者として来たことがあるが、当時は何も分かっていなかったので、くじで漏れてよかった。今はお話を聞いてある程度分かってきたが、やはり勉強しないと人を裁くなどということはしかねる。
- ○: 全体的には順調なスタートを切ったと思う。課題をあげるとすれば、台風で延びたことがあったと思うが、そのとき裁判員から物事を考える時間ができてよかったとの話があった。3日間というのが本当にベストなのか、もう少し考える時間があった方がよいのか、検討の余地があるのではないか。また、今までは量刑が争点だったのでスムースに進んだが、事実認定が争点になったり、量刑が死刑になってきたりすると裁判員には相当負担がかかると思う。このあたりが今後の課題ではないか。
- □: 1号事件は台風で延びたため、3日間の予定が4日間になったが、2号事件は難しい事件であったため、当初から4日間の予定だった。だらだらと時間をかければよいというものではなく、集中してきちんと結論を出せる期間というものを考えていきたい。
- ○: 裁判員経験者の反応を見てみると、審理に入ってしまうとある程度考え抜くことは決して負担にはなっていない感じがする。今後は、難しい事件は最

初から何日間かとるというのがありうる方向ではないか。

- ○: 家で気をもむより皆で考えた方がよく,あまり長くてもどうかと思う。
- ○: 大学でも、裁判員制度の開始にあたって法律関係の先生が学生を集めて勉強したり、ディベートの授業で裁判員制度を採り上げるなどしており、裁判というものが身近になっているように思う。

### (5) 裁判員裁判全般について

- ○: 刑事裁判官にとって裁判員裁判のやりがいというのはどのようなものか。
- □: やっと本当の意味での裁判ができるようになったということかと思う。これまでは証拠書類が山のように出てくるなど、裁判というものからはほど遠い状況だった。また、裁判員、補充裁判員という一般の方々と3日ないし4日間接することを通じて、日本人というのは素晴らしいと感じている。
- ○: 裁判員の方々は、皆極めて誠実に事件に取り組んでおられると感じた。
- ○: 選定や呼出作業等は、かなり裁判所職員の負担になっているのではないか。 それに伴って、職員数が増えたというようなことはあったのか。
- □: リハーサル等もあり負担は増えていると思うが、職員数はあまり増えていない。しかし、これまでにない手続でやりがいもあるし、一般の方への接遇等今まで考えてこなかった部分もあり、勉強にもなると思う。
- ○: 3 号事件後の記者会見の中で、またやってみたいかとの質問に対し、別の 事件でもやってみたいと答えた裁判員経験者がいた。非常に良い経験ととら えていただいたことに感謝している。
- 〇: 評議では、皆の意見は分かれるものなのか。比較的同じ方向になるものな のか。
- □: これまで本番を3件,模擬裁判を6,7件してきたが,段階を踏まずにいきなり何年がいいかと聞いたら,当然意見はバラバラになる。段階を踏んで,刑を決めるのに必要な情報を共有すれば,自ずからある程度の範囲内に収まるように思う。裁判員の中には極端に重い人や軽い人がいるのは事実だが,その意見の違いを認め合いながら議論するというプロセスが大切だと思う。その結果一つにまとまることもあれば,意見がずれたまま評決することもあるが,きちんとしたプロセスを経ていれば,自分の意見と違っていたとしても納得していただけるのではないか。
- ○: これまでの事件は全て情状の争いだったが、情状で一番大きな決め手となるのは実は犯行状況であるところ、弁護人にとって、犯行状況というのは強調しても殆ど有利にならない。そのため、情状だけの争いのときは、無理に犯行状況に踏み込んでインプレッションを強めることはしないというのが弁護人の法廷戦術だったと思う。裁判員裁判になって、重要な情状部分となると犯行状況であるが、素人の裁判員に残虐なシーンを見せつけるのはどうかという問題や、事件によっては被害者のプライバシーの問題もあり、裁判官や検察官はそのあたりの兼ね合いをどう考えているのか。

- ○: 検察庁全体のスタンスとしては、残虐な証拠であったとしても、それが真実であり、真実の情報を見ていただきたい。御遺族の中には、身内がこういう風に殺されたというのを見てほしいという人もいる。真実を追究するというのが検察庁のスタンスである。
- □: 残虐な写真は、適正な刑を決める上で必ずしも必要ではないと思っている。 刑を決める上で必要な事項を立証する手段はいろいろあり、刑事裁判のルールに従った証拠調べに相応しいベストな証拠で認定していくというスタンスが必要と考えている。
- ○: 自分としては、冷静に判断してものを申したいと思うが、見せられる写真等によっては情が入ることもあると思う。また、自分の人生経験等と合致するものがあると、情に流されてしまいそうな気がする。例えば、私は家庭内暴力は経験がないので、そうした案件については冷静にものを申し上げられると思うが、嫁と姑の同居の中での事件となると、自分の体験と一致して情に流されるのではないか。見せられる物と自分の経験によっては、冷静さをなくしてしまうのではないかという気がしている。
- ○: 裁判官になりたての頃担当した殺人関係の事件は今でも覚えているが、年を経てから担当した事件は覚えていない。裁判員は一回切りであり、残虐な写真を見れば忘れることはできないと思う。

以上